那須町

子どもの貧困対策推進計画

【概要版】

(令和4年度~令和6年度)





令和4年3月 那須町

I 計画策定の背景

近年、我が国では子どもの貧困に関する関心が高まっており、平成26(2014)年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、基本的な方針、子どもの貧困に関する指標、指標の改善に向けた重点施策が示されました。

また、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正・公布され、11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

こうしたことから、本町においても、「那須町子どもの貧困対策推進計画」を策定し、実効性のある取り組みを進めてまいります。

Ⅱ 計画の対象

国の大綱による子どもの貧困対策の方針によると、生活保護法や生活困窮者自立支援法等の関連する法律と一体的に推進することとされています。

本計画は大綱の趣旨や法律を踏まえ、経済的困窮により、自身の成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭と、それらに関わる全ての方々を対象とします。

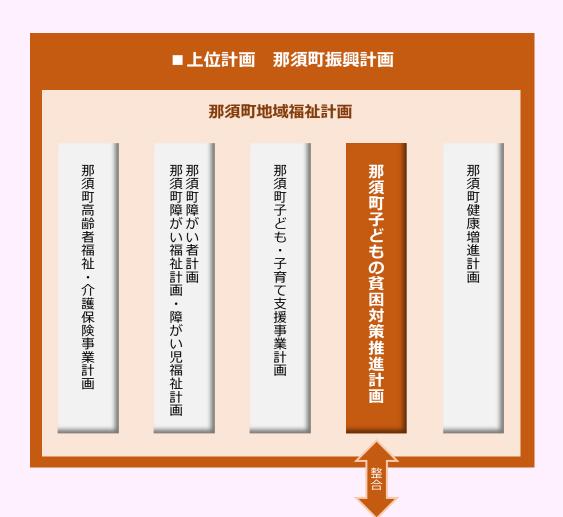
Ⅲ 計画の期間

計画の期間は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの3年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	
第2期那須町子ども・子育て支援事業計画					
	計画策定	子どもの貧困対策推進計画			

IV 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条及び国が策定した「子供の貧困対策に関する大綱」、栃木県が策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」、本町の上位計画である「那須町振興計画」や「第2期那須町子ども・子育て支援事業計画」等と整合をとりながら策定するものです。



- ■根拠法令
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律

■その他の関連計画

子供の貧困対策に関する大綱 とちぎ子ども・子育て支援プラン 等

V 生活状況アンケート調査及び子どもの貧困に関す る教職員アンケート調査からみる本町の課題

(1) 貧困状況にある家庭の早期発見と支援の体制強化

教職員の65.3%は貧困状態が疑われる児童生徒がいると感じており、94.7%が貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思うと回答しています。

児童生徒や保護者の環境を支援するために必要な取り組みとして「教職員の追加配置」「健康管理や生活の助言や支援」「学校以外の居場所づくり」が上位に挙がっていますが、保護者への指導には現状の体制では限界があり体制強化が必要という回答もあります。

(2) 家庭環境や経済状況による学習機会の不足

25歳~29歳の若い保護者や世帯年収が50万円~300万円未満の世帯では、「教育費まで費用がまわらない」と回答している人が多くなっています。

子どもの進路についても、世帯年収が増えるほど、大学以上の進学希望の割合が保護者・子どものどちらの視点からも増加する傾向が見られます。経済的な理由で進学を諦めることがないような制度や支援の充実が必要となります。

また、毎日2時間以上家の手伝いをしている子どもが0.2%います。学業に支障が出る場合には支援が必要となります。

(3) 新型コロナウイルス感染症による貧困拡大

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少して経済状況が悪化している家庭が増加しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大前後(2020年2月前後)の生活の変化で「必要な食料(アルコール等の嗜好品は除く)が買えないこと」「税金や光熱水費の未払い」「お子さんの体調不良にも関わらず、医療機関を受診できなかったこと」が全くなかったと回答する人が減少しています。

VI 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、那須町の子どもの貧困対策推進計画の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

すべての子どもを優しく受けとめ 安全で安心して生活できる町

2 基本目標

基本理念を実現するため、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 早期発見のための取り組み強化

貧困の問題は、困窮者自らが窮状を訴えることがなく、見えにくい状況にあることが、問題を深刻化していく一因となっています。そのため、早い段階で発見し迅速な支援をすることが大変重要です。貧困状況にある家庭に、支援の手が差し伸べられるよう関係機関と連携及び情報共有を行い早期発見に努めます。

基本目標2 教育支援の充実

育った環境により受けられる教育に差が出ないよう、教育の差により将来の選択肢が狭められることがないよう、児童・生徒の学力向上の促進や学習の機会が不足しないための各種制度や支援等の実施を推進するとともに、子どもたちが学校のことで悩みを抱え込まないよう、相談支援の充実を図ります。

また、子どもを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、より地域の実情に合わせたきめ細かい支援ができるよう、地域と協働して子育て・教育支援を実施します。

基本目標3 生活支援の充実

子どもの生活は、保護者の生活状況に大きく左右されるとともに、子どもの頃に定着した 生活習慣は大人になっても根付いたままであることが多いため、保護者の健全な生活習慣の 確立や安定した生活を送るための自立支援を行い、家庭ごとの実情に応じた生活環境改善を 支援します。

また、保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭に対して、子どもが安心して過ごせる 場の確保・提供に努めます。

さらに、子ども自身が自立した生活を送ることができるよう、就労の機会提供や情報提供 等を行うとともに、就労に対する悩みや不安の解消に努めます。

基本目標4 保護者に対する就労支援の充実

生活が困窮した状態から抜け出し、子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が求められます。そのため、保護者が就労を継続しやすいよう環境を整えるとともに、就職につながる能力開発への支援や就職に関わる相談支援を提供します。

基本目標5 経済的支援の充実

ひとり親家庭など生活が困難な世帯を支援するため、経済的支援を行うとともに、各種制度の適切な情報提供に努めます。

基本目標6 支援体制の整備

生活が困難な世帯は、一見しただけでは把握が困難であり、また、課題を抱えている世帯が 周囲の目を気にして支援を求めないこともあることから、適切な支援に結びつかないことも 多くあります。そのため、保育・教育機関をはじめ、地域や専門的機関など、子どもに関わる 様々な関係機関の連携等による継続的な支援体制の整備・強化を図ります。

3 施策の体系

基本目標1 早期発見のための取り組み強化

1. 貧困状態にある家庭の早期発見

生活や育児に関する相談を通じ、生活に困難を抱える 子どもや家庭の早期発見に努めます。

基本目標2 教育支援の充実

1. 学校を中心とした総合的な子どもの貧困対策の展開	学校を中心として、生活困窮世帯の子どもなどを早期 の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげること ができるよう、児童・生徒の家庭環境等を踏まえた指 導体制の充実を図ります。
2. 幼児教育の経済的負担の軽減及び 教育環境等の整備	すべての子どもが安心して幼児教育を受けられるよう、就学前児童の教育環境の整備を推進します。
3. 就業支援の充実	義務教育段階等の子どもへの対策として、生活困窮世帯に対して、子どもの生活、学習への経済的な支援等を実施します。
4. 生活困窮世帯等への学習支援	生活保護世帯やひとり親家庭等の子どもの学習を支援 し、経済的な理由による教育環境の不足がないように 支援します。
5. その他の教育支援	子どもたちの健全な育成には基本的な生活習慣や食習慣の確立が不可欠です。そのために、町全体で食育を推進するとともに、進学等に悩みを抱えている若者を対象に相談支援を実施します。

基本目標3 生活支援の充実

生活困窮世帯の保護者に対して、自立に向けた相談や経済的な支援等を行い、子どもの日常生活に支障が及ばないよう、環境づくりを支援します。また、就業希望のある保護者に対して、安心して子どもを預けられる支援を充実し、保護者への負担をできるだけ軽減できるよう努めます。さらに、誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育つことができるよう、乳幼児やその保護者の心身の状態及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談・助言等を実施します。

基本目標3 生活支援の充実

2. 子どもの生活支援	生活困窮世帯の子どもに対して、学校や家庭以外の居場所づくりを含む学習支援など、状況に応じた個別の支援を実施します。
3. 中学卒業後の子どもの就労支援	就労に悩んでいる子どもや、ひきこもりなどが続き、 なかなか就労活動に結びつかない子どもや家族に対し て、相談支援を行います。
4. その他の生活支援	生活困窮世帯に対して、生活の基盤となる住宅の支援 に努めます。 また、ひとり親の就労状況や親の離婚などにより、子 どもの養育費が不足することのないよう、相談支援を 行います。

基本目標4 保護者に対する就労支援の充実

1. 保護者に対する就労支援

子育てと仕事の両立や、就職や転職を希望する保護者 に対して、自立支援を含めた就労の機会の確保に努め ます。

基本目標5 経済的支援の充実

1. 経済的支援

保護者の就労だけでは十分な収入が得られない場合 に、手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、安 定した生活が送れるよう支援を実施します。

基本目標6 支援体制の整備

1. 関係機関が連携した包括的な支援 体制の整備等

複合的な課題を抱える生活困窮世帯の保護者と子どもに対して、的確な支援を行うために、各種関係機関と連携し、様々な相談を受ける窓口の拡充や、相談内容を的確につなげていくためのネットワークの構築を推進します。

VII 重点事業及び新規事業

1 重点事業

事業名:幼保小中連絡協議会 基本目標1-1

幼稚園・保育園・小学校・中学校が連携を深め、情報共有を行い幼児・児童の支援を行う。

事業名:ファミリーサポートセンター事業 基本目標3-1

子育てを手助けしてほしい方と、そのお手伝いのできる方の子育て相互支援を行う。 ひとり親世帯、低所得者世帯等に対し、利用料金の半額を助成する。

事業名:乳幼児おむつ券購入助成券事業 基本目標3-1

○歳~2歳児を対象に、乳幼児おむつ及びその関連商品を購入する費用の一部を助成する助成 券を交付する。

事業名:養育支援訪問事業 基本目標3-1

特定妊婦や支援を要する子どもの保護者等に対し、安定した養育になるよう、保健師による家庭訪問や面接を行い支援する。

2 新規事業

事業名:子どもの居場所づくり検討会 基本目標3-2

夏休み等の長期の休み期間の居場所の検討を行う。

事業名:生活応援日用品交付 基本目標3-2

衛生用品等の購入が難しい世帯に対し、現物給付を行う。